

可然存候。あたごやはた道之事、是又御見合候而可然様に可被仰付、其外奉公人屋敷之事、公儀屋布奉行衆より相渡不申所は、いづれも御打候而可然存候。恐々謹言。

七月廿六日

横 山城守長知 判

成瀬内藏介殿

加藤宗兵衛殿

堀 掃部殿

山本久左衛門殿 御報

右は元和二年の書翰也。

右慶長四年三月、金澤卯辰山の麓に八幡宮を造營有之處、閏三月三日に大納言利家卿大坂にて薨逝し給ふに依りて、藩祖の神像をも爰に合祀せられ、殊更鄭重に祀られたり。慶安四年に寺社奉行よりの違書に。

慶長九年被仰出候通、八幡宮に御家中之面々、知行に應じ一統最花可上候様被仰出候。急度相心得可申候。恐々謹言。

慶安四年九月十四日

岡島一郎兵衛 葛巻藏人

八幡 左京殿

右の如く藩士一統へ達し有之に付、例祭は勿論、佳節朔望には、諸士登城より直に當社へ拜參致し、各最花銀知行高に應じ献備すといひ傳へたり。又三月に閏ある年は、慶賀の神事を執行する恒例にて、其の日は境内を城内三の丸の格にて、警固足輕共相詰警衛し、執政・諸大夫以下家老・若年寄・諸頭等、悉く拜禮に參向す。閏三月三日は藩祖利家卿薨逝の祥日なる故也。尤舊藩中は、社殿の營繕は勿論、凡て神具の諸品、毎年悉く新調を命ぜられたり。元祿三年三月十七日堀宗叔家より出火し大火の際、八幡神明の兩社暨末社卯辰山毘沙門・藥師堂・拜殿・神主家屋悉く類焼。同廿五日神殿再興迄當分假殿被命度旨出願。廿九日假殿見立奉行高島善右衛門・御大工安田與市郎出役。四月廿三日假殿本社三尺二間、廻り赤板、屋根板屋、拜殿三間九尺廻り、同屋根にて被命。奉行高島善右衛門・近藤次兵衛、棟梁大工理右衛門出役。六月十二日社地不殘檢地有之、奉行戸田清太夫・駒井勝太夫、横目中村伊兵衛出役。翌四年六月十一日より、先規之通社殿造營被命、作事奉行長屋平左衛

門・近藤三郎左衛門、社頭普請奉行松原吉左衛門・成田安左衛門、御大工清水四郎右衛門出役。九月九日槌打規式有之、辰刻より午刻迄。御槌打は清水四郎右衛門、其外御大工不殘相勤、御槌打祝之道具不殘内陣へ被納。御名代茨木傳右衛門、御横目小倉惣助、警固衆二拾人。同十三日夜八幡神明兩社遷宮、丑刻より卯刻迄。御名代吉田左門、御横目小倉惣助、警固衆貳拾人。翌十四日遷宮式祈禱之御札指上。且今度神具焼失之分、不殘先規之通新出來被命。と元祿再建記に載せたり。右再建の社殿、寶曆九年四月十日の大いに罹りて再び焼亡せり。是も其の後先規之如く社殿悉く造營ありて、廢藩の際まで嚴重に營繕を加へられたりしかど、廢藩後は營繕の事もなく、社殿追々破損し、雨漏等甚敷に付、神像・神寶をば假に卯辰山の社殿へ遷座し、既に卯辰八幡社地賣却の議すら起れりとぞ。然るに明治五年の冬、前田直信以下舊藩士數十名相謀り、追慕の至情より發起し、金谷館の遺址を社地と定め、此の地に於て更に新殿を造立し、彼の神像・神寶を爰に遷し、舊藩祖利家卿の神靈を主神と立て、舊藩前田家の惣廟と崇め、永久奉祭せん事

を歎願せしに、翌六年三月官許ありて、社號を尾山神社と稱し、郷社に列せられ、同年五月より社殿經營、十一月功竣るを以て、同月十六日卯辰山の假殿より神像の遷座式を執行し、後縣社に列せられたり。爰に於て卯辰八幡の舊社地は、官有地とは成りたりけり。

○辨葉神明社址

卯辰八幡の別社にて、従前は八幡宮の傍に社殿並びありて、八幡宮と共に舊藩より造營あり。此の神明は、菊池伊豆守越中國射水郡阿尾城に居住せし頃、城内に勸請せし社にて、今も尙阿尾の古城跡に社跡ありて、小祠を置きたり。菊池氏は天正十二年に前田家へ隨身し、阿尾城前田家の所有と成りしが、其の後利長卿此の神明社を海老坂八幡の社地へ移し置かるゝに依りて、慶長四年彼の八幡と共に金澤卯辰へ勸請し給へりとぞ。故に此の別社をば菊池神明とも呼べりといへり。按ずるに、舊神官厚見氏に左の覺書あり。

覺

一、一石 御供米

右每歲爲御膳料永代献上仕候。以上。